

補助金交付までの手続きについて

◎設備工事完了後の申請になります。補助金交付申請手続きは下記をご参照願います。

1. 申請前の確認（申請者が行います）

補助金の交付申請を行う前に、補助金の交付要件を満たしているか確認願います。

※ 補助金交付要件の確認は、下記のチェック表をお使い下さい。

※ 下記要件の全てを満たしていれば、補助金の交付申請が可能です。

【チェック表】

チェック	確認事項
	町内に住所を有する者、または町内に事業所を有する法人である。
	募集期間（R3. 4. 1 から R4. 3. 10）の設置工事である。
	中古品、自作品、リース品でなく、未使用品である。
	購入及び設置に要する経費が3万円以上である。
	建築基準法等関連法規に基づいて設置されるものである。
	排気ダクトを備え付けた固定式のもの。
	すべての町税に未納がないこと。
	町で実施している他の補助制度を受けていないこと。

2. 担当課へ（予算の）確認（申請者が行います）

役場の森林整備対策室に電話等で予算を確認願います。（予算の範囲を超えた時は、募集期間内であっても受付を停止することがあります。）

3. 補助金交付申請（申請者が行います）

役場の確認が終わったら、補助金交付申請書に関係書類を添付し、町に提出します。申請書は森林整備対策室窓口でお渡し致します。（町ホームページからもダウンロードできます）

4. 審査・交付決定（町が行います）

提出された交付申請書と添付書類を審査し、内容が適正であれば、加美町木質バイオマス推進事業補助金決定通知書と請求書（様式第5号）を送付します。

5. 請求書提出（申請者が行います）

補助金交付確定通知書が届いたら、加美町木質バイオマス推進事業補助金交付請求書を町に提出します。（補助金交付決定通知書の送付時に補助金交付請求書も一緒に送付します。町ホームページからもダウンロードできます。）

6. 補助金の振込（町が行います）

提出された交付請求書の内容を確認し、指定された口座に補助金を振り込みます。